

入 札 説 明 書

1. 件名

宍道湖流域下水道（宍道湖東部浄化センター）運転管理
脱硫剤交換及び収集運搬業務委託

2. 仕様

別添「仕様書」によります。

3. 委託期間

契約日の翌日から令和 8 年 1 2 月 1 8 日（金）

4. 履行場所

島根県松江市竹矢町 1444 番地 島根県宍道湖東部浄化センター

5. 入札に関する問い合わせ先

〒690-0023 島根県松江市竹矢町 1444 番地
（宍道湖東部浄化センター 管理本館 3 階）
島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課
T E L 0852-37-0216
F A X 0852-37-0447

6 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- （4）島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- （5）島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。

- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 14 条第 1 項に定める「産業廃棄物収集運搬業」の許可を島根県知事より受け下記の事項を満たす者であること。

ア．「島根県産業廃棄物処理業者名簿」に登録されている者。

イ．許可証に記載の「許可の有効年月日」が令和 8 年 12 月 18 日以降であること。ただし、業務期間中に有効期限がくる場合は、更新を行うことが確実な者であること。

ウ．許可証に「1. 事業の範囲」の「産業廃棄物の種類」に「汚泥」が記載されていること

- (10) 本社（本店）を島根県内に有すること。

- (11) この入札に係る入札説明書において示す「入札参加資格確認申請書」を指定期日までに提出した者であって、入札に参加する資格があることの確認を受けた者であること。

7 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和 8 年 9 月 28 日(月) 16 時までに、次に定める書類を提出してください。

- 1) 入札参加資格確認申請書
 - 2) 法人登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）
（ただし、島根県の競争入札に係る当該年度入札参加資格者名簿に登録されている者は、法人登記事項証明書の写しの提出を省略できます。）
 - 3) 誓約書（様式第3号）
 - 4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）を滞納していない旨の証明書（ただし、島根県の競争入札に係る当該年度入札参加資格者名簿に登録されている者は、滞納していない旨の証明書の提出を省略できます。）
 - 5) 消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書（ただし、島根県の競争入札に係る当該年度入札参加資格者名簿に登録されている者は、滞納していない旨の証明書の提出を省略できます。）
 - 6) 入札保証金の免除に関する誓約書（様式第4号）（入札保証金の免除を求める場合）
 - 7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第14条第1項の規定による、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ※上記で写しを認めていない公的証明書は、原本を提出してください。

（2）提出場所

〒690-0023 島根県松江市竹矢町1444番地
島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課

（3）提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）してください。

（4）提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、提出された書類に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行ってください。

入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は令和8年9月30日（水）午後5時までに各申請者へ書面により通知します。

（5）期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

8 入札及び開札の日時、場所

（1）日時 令和8年10月1日（木） 10時00分

（2）場所 島根県松江市竹矢町1444番地

宍道湖東部浄化センター 管理本館 3階 小会議室

9 入札方法等

（1）入札方法

ア FAX及び郵便による入札は認められません。

イ 入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。以下同じ。）は、封をした入札書に【13 入札時に持参するもの】に掲げる提出書類を添付して入札会場に持参してください。

ウ 入札者は、入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封筒に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）、『令和8年10月1日開札「宍道湖流域下水道（宍道湖東部浄化センター）運転管理 脱硫剤交換及び収集運搬業務委託」の入札書在中』及び「島根県宍道湖

流域下水道事務所長あて」を明記し提出してください。

- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、入札書に記載する金額の頭には、円マーク（¥）を記入してください。

- オ 入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は、撤回をすることはできません。

（２）代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示欄に当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札前に委任状（様式第 2 号）を提出してください。

- イ 入札者又は代理人は、本件に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができません。

（３）開札の方法

- ア 開札は、入札者又はその代理人、及び島根県宍道湖流域下水道事務所業務課職員を立ち合わせて行います。

- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札の場所に入場することはできません。

- ウ 入札者又はその代理人は、開札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類を提示することが必要です。

- エ 入札者又はその代理人は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札の場所を退場することはできません。

- オ 開札の結果、各人の入札のうち島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号。以下「会計規則」という。）第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内であって有効な入札がない場合、当該開札の終了後再度入札を行います。

（４）再度入札

- ア 再度入札は 2 回までとします。（合計 3 回）

- イ 入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、開札の場所を退場してください。

- ウ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うことがあります。ただし、その場合でも予定価格は変更しません。

（５）入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

（６）入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第 63 条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とします。

また、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とします。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

エ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札

オ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後入札の時点までに指名停止を受けた者のした入札

カ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

キ 前各号に掲げる者のほか、公告等において示した入札条件に違反した入札

(7) 落札者の決定方法

所定の書類を提出した者であって、島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の入札金額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

落札となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(8) 落札の通知

落札者が決定したときは、会計規則第 64 条の 2 の規定に基づき直ちにその旨を落札者に通知します。

(9) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあっては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（宍道湖流域下水道事務所）に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものします。

10. 入札保証金

(1) 島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。

(3) 納付場所及び納付時期

入札保証金の納付は、入札時までに島根県宍道湖流域下水道事務所業務課に納付又は提供してください。この場合は、事前に連絡をお願いします。

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、(3)の場所において還付します。

(5) 入札保証金は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 4 項の規定により、落札

者が契約を締結しないときには、県に帰属します。

(6) 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができます。

ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、契約書の写しを提出する。

ウ 入札保証金の免除に関する誓約書を提出する。ただし、令和8年9月28日(月)14時までに申請しなかった場合は、免除されない場合があります。

11 契約保証金

(1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除します。

(2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用します。

(3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとします。

ア 納付場所

10(3)の場所

イ 納付時期

落札の日から7日以内

(4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

12 契 約

(1) 契約書作成の要否

要します。

(2) 契約条項

別添脱硫剤交換及び収集運搬業務委託契約書(案)のとおりとします。

(3) 契約時期

落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結してください。

(4) 契約手続きに使用する言語・通貨

日本語及び日本国通貨とします。

13 入札時に持参するもの

次に掲げるものを入札時に持参してください。

(1) 代理人入札の場合は委任状(入札前に提出)

(2) 入札参加資格確認通知書

14 入札等の手続きに係る費用負担

入札手続きに要する経費については、入札参加者の負担とします。

15 入札説明会

実施しません。

16 質疑回答

(1) 入札説明書等に対する質疑

入札説明書及び添付資料について質疑がある場合は、宍道湖流域下水道（宍道湖東部浄化センター）運転管理 脱硫剤交換及び収集運搬業務委託に関する質問票（様式第 6 号）により令和 8 年 9 月 2 4 日（木）1 2 時までに提出してください。なお、質疑は F A X でのみ受け付けます。

(2) 提出先

島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課

F A X 0852-37-0447

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和 8 年 9 月 2 5 日（金）1 7 時までに書面により回答します。

17. 添付様式等

入札参加資格確認申請書

様式第 1 号の 1：入札書（本人による入札の場合）

様式第 1 号の 2：入札書（入札を委任する場合）

様式第 2 号：委任状（入札を委任する場合）

様式第 3 号：誓約書

様式第 4 号：入札保証金の免除に関する誓約書（入札保証金の免除を求める場合）

様式第 6 号：質問票